

令和3年度 一般社団法人京都地域密着型サービス事業所協議会事業計画案

一般社団法人京都地域密着型サービス事業所協議会（以下「地域密着協」という。）は、平成23年4月、京都市内の地域密着型サービス事業所が、利用者に対して質の高い、尊厳ある個別ケアを提供することなどを目的として、原則として社会福祉法人が運営する事業所を会員とする任意団体として発足しました。

平成25年4月1日には、設立当初からの目標であった一般社団法人の設立登記を完了し、医療法人、株式会社等の運営主体を問わず、市内の全ての地域密着型サービス事業所などを対象会員とする新たな協議会としてのスタートを切りました。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大のなかで、これまでの活動は大きく制限され、徐々にオンラインミーティングを活用しながら、サービス種別ごとの各委員会において、研修や事例検討、京都市との連携を密にしながらの情報交換などに取り組むとともに、小規模多機能委員会では、新型コロナウイルス対策マニュアルを作成し、市内の会員以外の事業所にも配布しました。

また、京都市から地域密着型サービス資格研修を継続して受託するとともに、京都市域京都府リハビリテーション支援センターとの合同研修会やコロナ禍のなかで「利用者の暮らしを継続するために求められること」をテーマとする全体研修会を開催しました。こうした取り組みのなかで、令和3年2月末現在の正会員は149事業所となっています。

さて、国においては、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会が、昨年12月23日に令和3年度介護報酬改定に関する審議報告を取りまとめました。

そのなかでは、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生するなかで、「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図るとされています。

具体的な内容としては、感染症対策の強化、業務継続に向けた計画等の策定・研修等の実施、通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応、認知症への対応力向上に向けた取り組み、ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進、介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進、評価の適正化・重点化などとなっています。

加えて、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現することが求められており、令和元年度に

は、京都地域包括ケア推進機構の認知症総合対策推進プロジェクトの取組として「認知症本人家族教室テキスト」が作成されました。

また、京都市においては、今年度、認知症の状態にあわせて利用できる京都市の制度やサービスを中心に、いつ、どこで、どんなサービスが利用できるかについて、大まかな目安となる「京都市版認知症ケアパス」を掲載された「認知症ガイドブック」の改訂版を取りまとめられました。

地域密着型サービスにおける認知症ケアについては、多くの利用者に係る重要な課題であり、京都市や関係機関と連携をさらに深めて地域での生活をサポートしていきます。

京都市においては、現在、第8期京都市民長寿すこやかプランの策定中であり、令和3年1月に中間報告が公表されました。そのなかでは、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、ウイズコロナ・ポストコロナ社会への適切な対応を図りつつ、今後とも地域住民や医療、介護をはじめとする関係団体と行政が一体となって、健康づくり、介護予防に取り組むとともに、身近な地域単位で高齢者の暮らしを支援していく必要があるとされています。

こうした考えのもと、介護が必要な状態になっても、医療・介護等の関係機関や地域住民等との協働により、医療・介護・生活支援等のサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケア」の仕組みづくりなどに取り組むこととされています。

具体的には、ウイズコロナ社会に対応した健康長寿と地域包括ケアの推進を総論とし、1) 高齢者が健康でいきいきと活躍できる環境づくり、2) 認知症の方をはじめとした支援を必要とする高齢者等が自分らしく暮らすための支援の充実、3) 住まいや医療・介護・生活支援サービス等の充実が掲げられ、地域支援に携わるコミュニティーケアワーカーを養成し、日常生活圏域や学区等で活動する小規模多機能型活動拠点等への配置を進めていくとされています。

当協議会としては、会員事業所がそれぞれの地域の地域包括支援センターと連携して、認知症予防やサロン活動などに取り組むことや、各事業所での利用者との関わりのなかで、必要に応じて地域包括支援センターに紹介する、センターの職員に事業所に直接来てもらって面談してもらうといった、地域包括支援センターのプランチ的な役割を果たすことなども重要と考えております。京都市が養成を計画されたコミュニティーケアワーカーがこうした役割も含めて効果的な地域支援を行えるよう、必要な役割を果たしていきたいと思っております。

また、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築のなかで、身近な地域におけるサービス拠点としての地域密着型サービス事業所が果たす役割は今後ますます大きくなると認識しており、市内の全ての事業所が同じ方向性を持ちながら、地域との交流を深め、質の高いサービスが提供できるようにこれまでの取り組みを継続していきます。

さらに、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの24時

間の在宅生活を支えるサービスについては、一定の数は整備されたものの、経営面やサービス内容の質などにおいて課題が多く、京都市全体の質を向上させるため、会員以外の事業所にも参加してもらえる公開研修や情報提供の機会を増やしていきます。

最後に、今後の協議会活動を充実・発展させるためには、多くの関係団体との連携をさらに深めることにより研修の共同開催などに取り組むとともに、より多くの地域密着型サービス事業所に参画していただき組織率を上げることも必要です。

広報委員会において、ホームページを活用して情報発信の機会を増やすとともに、入会促進を目的としたパンフレットを更新するなど、より効果的な広報活動を展開して、賛助会員も含めて会員拡大を目指すこととします。

また、新型コロナウイルス感染症については、京都市内における第3波は、収束に向かいつつあるものの、変異株の発生が全国的に広がり、ワクチンの接種も遅れ気味であるなど、まだまだ予断を許さない状況です。今後も京都市からの感染予防対策や関連情報の提供に努めるとともに、今後の対応等について協議を行い、地域での利用者の暮らしに支障がないように取りくみを継続していきます。

今年度の会務運営及びそれぞれの委員会、プロジェクトなどについては、以下の内容に取り組みます。

1 会務運営

- ① 正副会長会を毎月1回開催し、理事会に向けての調整や意見交換を行います。
- ② 理事会を8回（定例6回、臨時2回）開催し、法人の業務執行の決定などを行います。
- ③ 定時会員総会を2回（5月と3月）開催するとともに、必要に応じて臨時会員総会を開催します。

2 小規模多機能委員会

- ① 2か月に1回、花園大学社会福祉学部の福富昌城教授をスーパーバイザーとして、事例検討会を行い、終了後はケアマネ情報交換会を開催します。
- ② 2カ月に1回、小規模多機能事業所の介護職員を対象とした情報交換会及び他施設見学を行います。
- ③ 2カ月に1回、小規模多機能事業所の管理者・計画作成担当者を対象とした情報交換会を行います。
- ④ 現任の計画作成担当者及び管理者を対象として、フォローアップ研修を行います。

3 地域密着訪問系委員会

- ① 市内で夜間対応型訪問介護事業と定期巡回随時対応介護看護事業を実施している事業所が集まり、委員会を開催し、主に事業運営に関わる課題等について検討、意見及び情報交換などを行います。今年度はこれまで3ヶ月に1回の開催頻度を毎月開催とし、新型コロナウイルス関連の情報交換についてもタイムリーに実施していきます。
- ② 上記の委員会とは別に事業所間の交流を深めるため、年3回の交流研修を開催し、従事者の資質向上を図る場として、また委員会で出された課題等に係る具体的な検討策を検討する場として実施していきます。
- ③ 新型コロナウイルス感染予防のため、集合研修は見合わせますが、ZOOM等を活用したりリモート研修により、オペレーター及び介護職員の資質向上を図ります。

4 地域密着居住系委員会

- ① 地域密着居住系委員会は、地域密着型特養とグループホームの合同委員会であり、2カ月に1回（奇数月の第3水曜日）、定例部会を開催します。年度初めに年間のテーマを決めて特養部会とグループホーム部会に分かれて情報交換などを行います。
- ② 現場職員を対象にした事例検討会を、2か月に1回、偶数月に開催します。
- ③ 新型コロナの感染状況もみながら、事業所の見学を1回行います。

5 地域密着通所系委員会

- ① 原則として3カ月に1回、各事業所の日常の情報交換を行い、相互の連携を図りながら、地域に密着した通所介護事業の専門性を高めていきます。
- ② 他施設を知り、自施設を振り返るという有意義な機会となる施設間交換研修を実施するとともに、講師を招いた事例検討会を年2回開催します。

6 研修プロジェクト

- ① 京都市地域密着型サービス等研修（資格研修）事業の受託
 - ・ 認知症介護サービス事業開設者研修
 - ・ 認知症対応型サービス事業管理者研修
 - ・ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
- ② 地域生活の継続を可能とする介護職リーダー育成研修プロポーザルへの参加
第8期京都市民長寿すこやかプランのなかの充実施策として、日常生活圏域や学区区域等で活動する小規模多機能型拠点等の管理者や計画作成担当者などのリーダー

一層を対象とした地域包括ケアを担う指導的介護人材（コミュニティアワーカ
ー）養成のための研修の実施が計画されています。

京都市からプロポーザルによる受託団体の募集が行われる予定であり、協議会と
してその募集に応募します。

③ 小規模多機能委員会と居住系委員会の合同研修会

小規模多機能委員会と地域密着居住系委員会は、重複する課題等も多く、連携し
ていくことが必要であり、両委員会で研修委員会を構成し、合同の研修会を4回開
催します。

研修会の企画、準備等を行うとともに、研修ニーズの把握、研修の企画を行うた
めの研修委員会を必要に応じて開催します。

④ 地域包括ケア全体研修会

行政や関係団体、当協議会に未加入の地域密着型サービス事業所などを対象とし
て、地域包括ケアシステムを構築していくなかで地域密着型サービスの果たす役割
やあり方などを学ぶ公開研修会を3回開催します。

⑤ 京都市域京都府リハビリテーション支援センターとの共同研修の検討

昨年度初めて実施した、京都市域京都府地域リハビリテーション支援センターと
の共同研修の継続実施を検討します。

7 政策提言プロジェクト

① 京都市の第8期プランの実現に向けて、地域密着型サービス利用者の利用実態や
ニーズに関するデータの提供や、それに基づいた政策提言などができるように課題
に応じたプロジェクトチームを設置して調査、研究活動に取り組みます。

② 京都市の第8期プランのなかで、担い手確保に向け、当協議会をはじめとする関
係団体との連携による取組を検討するとされており、そのための研究会に参加して
現場の実情や今後のあり方についての研究、提言などを行います。

8 広報委員会の取り組みと組織基盤の強化

会員はもちろんの事、未加入の事業所や一般の方々にも、協議会の活動内容やサー
ビス内容などを知って頂くためには広報活動が重要であり、平成28年度に加入促進
を目的とするパンフレットを作成しましたが、会長の交代等もあり、修正又は再製作
の必要があります。

広報委員会を中心に積極的な広報活動を展開することにより、賛助会員も含めて会

員拡大活動に精力的に取り組むこととします。また、協議会のHPの更新や内容の充実、ブログ等による情報配信の機会を増やすため各委員会と共に、その他の情報発信方法についても検討していきます。

9 行政及び関係団体への委員等の派遣

京都市をはじめ、京都地域包括ケア推進機構などの関係団体からの要請に応じて、各種委員会に委員を派遣して、連携を深めていきます。

以 上